

**【2023. 5. 10】日インドネシア政府間の調整によりコード一覧表の修正が発生したため、差し替えました。**

**【2023. 4. 13】コード一覧表を差し替えました。**

## 日インドネシア経済連携協定におけるデータ交換方式（特定原産地証明書の電子化）の導入について

2022 年 12 月 28 日

日本商工会議所

12 月 27 日付で経済産業省等のホームページで公表されているとおり、日インドネシア経済連携協定について、2023 年 6 月中を目途に、特定原産地証明書のデータ交換方式が導入されます。

（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>

データ交換方式とは、第一種特定原産地証明書発給システム（以下、「発給システム」）上で証明書の発給承認を受ければ、特定原産地証明書の内容がデータ化されて直接インドネシア税関に送付される仕組みです。

日本、インドネシア両国での特定原産地証明書の受け渡しが電子データ化されることで、これまで必要とされていた、窓口での特定原産地証明書の紙原本の受取や輸入者への紙原本の郵送、紙原本の輸入申告時の提出が不要となります（ただし、発給された特定原産地証明書の番号等について、申請者から輸入者に通知する必要があります）。

データ交換方式が導入されると、発給システム上での発給申請書の画面が一部変更になります。具体的には、「積込地、経由地、仕向地」（下記コード一覧表のシート「英文港名」）、「第三国インボイスの発行者の国名」（下記コード一覧表のシート「国名コード」）、「製品の梱包形態」、「製品の梱包単位」「製品の数量・重量単位」が、自由記入ではなくコード選択式になります。各項目のコードは、以下のとおりです。

（コード一覧表）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20230413-ijepa-ecoappendixcode.xlsx>

**【2022. 4. 13 掲載版からの修正箇所】**

- ・ Appendix A. 8, A. 9, A. 10 のうち、used in e-CO IJEPA に✓が入っていないものを削除
- ・ Appendix A. 8 に注を追記

また、任意入力項目として、輸入者 ID が追加されるとともに、同一製品にインボイス情報（番号、日付）を最大 5 個まで入力できるようになります。

発給システムの入力項目の変更・追加に伴い、TSV データの項目も変更になります。データ交換方式に対応した TSV データのドラフトは、以下のとおりです。

（TSV データのドラフト）

**※TSV の項目が最終確定しましたら、改めてご連絡いたします。**

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20221228eco-tsvteigi.xlsx>

本件に関する詳細については、後日改めてご連絡いたします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム : <https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>